

平成29年 6 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録  
平成29年 6 月21日～22日

場 所 第3委員会室

平成29年 6 月 21 日 (水曜日)

午前 9 時 59 分開会

会議に付託された議案等

○議案第 1 号 平成29年度宮崎県一般会計補正  
予算 (第 1 号)

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて (別紙 1)
- ・ 宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について (別紙 2)
- ・ 平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書 (別紙 3)
- ・ 平成28年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 予算繰越計算書 (別紙 5)
- ・ 平成28年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 継続費繰越計算書 (別紙 6)

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・ 交通事故の現状と対策について
- ・ 発電所施設見学ツアー (綾第二発電所) について
- ・ 宮崎県いじめ防止基本方針の改定について
- ・ 教職員の資質向上実行プラン (改訂版) における教職員の指導力向上につながる研修の具体的な取組について
- ・ 2 巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備について

出席委員 (6 人)

委 員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明

委 員	横 田 照 夫
委 員	冨 師 博 規

欠席委員 (1 人)

委 員	太 田 清 海
-----	---------

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健 太 郎
警 務 部 参 事 官 兼 首 席 監 察 官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	戸 高 誠 一
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警 務 部 参 事 官 兼 会 計 課 長	河 野 俊 一
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	都 原 誠 一
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 生 活 安 全 企 画 課 長	橋 本 利 幸
総 務 課 長	重 山 勝 則
少 年 課 長	久 留 米 英 樹
生 活 環 境 課 長	宮 川 博 文
交 通 規 制 課 長	壹 岐 幸 啓
運 転 免 許 課 長	中 嶋 信 行

企業局

企 業 局 長	冨 師 雄 一
副 局 長 ( 総 括 )	平 原 利 明
副 局 長 ( 技 術 )	大 谷 睦 彦
技 監	新 穂 伸 一
総 務 課 長	松 田 広 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一

工務課長 喜田勝彦  
開発企画監 上石浩  
電気課長 森本誠二  
施設管理課長 平松信一  
総合制御課長 新見剛介

教育委員会

教育長 四本孝  
教育次長  
(総括) 片寄元道  
教育次長  
(教育政策担当) 飯干賢  
教育次長  
(教育振興担当) 西田幸一郎  
参事兼総務課長 亀澤保彦  
財務福利課長 柚木崎誠一郎  
学校政策課長 吉田郷志  
学校支援監 金子文雄  
特別支援教育室長 川越浩司  
教職員課長 黒木健一  
生涯学習課長 後藤克文  
スポーツ振興課長 古木克浩  
国体・高校  
総体準備室長 萩尾英司  
文化財課長 谷口武範  
人権同和教育室長 米村公俊  
図書館長 金子洋士  
美術館副館長 四位久光  
総合博物館長 長友重俊  
教育研修  
センター所長 坂元巖

事務局職員出席者

議事課主査 沼口恭一郎  
議事課主任主事 井口幸子

○新見委員長 ただいまから文教警察企業常任

委員会を開会いたします。

まず、委員会日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

本委員会への報告事項等について、本部長の概要説明を求めます。

○野口警察本部長 警察本部長の野口でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

新見委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、日ごろから本県警察の運営に関しまして、御理解と御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、御審議いただきます議案及び報告につきましては、損害賠償額を定めたことについての報告事項を1件と、そのほかの報告事項としまして、交通事故の現状と対策についての1件であります。

それぞれ、担当部長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○新見委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

○新島警務部長 それでは、平成29年6月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告の損害賠償事案は7件であり、職員の公務中の交通事故が6件と、交通事故以外の損害賠償事案が1件でございます。

それでは、お手元の平成29年6月定例県議会提出報告書に基づき御説明いたします。

このうち、県警の損害賠償事案は、報告書3ページの7番目から次の4ページの5番目までであります。

まず、交通事故以外の損害賠償事案1件について御説明いたします。

3ページ7番目の平成28年8月22日の車両損傷事故は、宮崎北警察署の警察官9名が、警察署の大型車庫において、証拠品として保管中の普通乗用自動車をミニレッカーと呼ばれる台車に乗せて車両を移動させた際、相手方車両を損傷させたものであります。

この事故により、相手方所有者に車両の修理費用45万2,196円を賠償しています。

次に、職員の公務中の交通事故についてありますが、3ページの8番目にあります平成28年3月1日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、パトカーで信号交差点付近を走行中、交差点先において交通違反車両を発見したことから、緊急走行を開始して、赤色信号の交差点に進入したところ、左側の青色信号により交差点に進入してきた相手方車両と出会い頭に衝突したものであります。

この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用35万7,666円を賠償しています。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた31万80円については、歳入として受け入れることとしています。

次に、4ページの1番目にあります平成28年11月10日の交通事故は、県警音楽隊員である日南

警察署の警察官が、警察本部車庫に音楽隊の大型バスを車庫入れするため、後退後、前進しながら左に転回したところ、左前方に駐車中の相手方車両に接触させたものであります。

この事故で、相手方所有者に車両の修理費用3,437円を賠償しています。

次に、4ページの2番目にあります平成28年11月17日の交通事故は、宮崎南警察署の警察官が交番に配備されているスクーターで交通違反容疑車両として相手方車両を停止させたところ、相手方車両が急発進したことから、追従して停止を求めたところ、前方交差点の赤色点滅信号で一時停止した相手方車両に追突したものであります。

この事故で、相手方運転者に車両の修理費用5万1,181円を賠償しています。

次に、4ページの3番目にあります平成28年11月25日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、交番に配備されているスクーターで直線道路を走行中、対向車線より右折してきた相手方車両と衝突したものであります。

この事故で、相手方所有者に過失割合に応じた車両の修理費用2万7,000円を賠償しています。

なお、相手方の加入する保険会社から支払いを受けた14万2,446円については、歳入として受け入れることとしています。

次に、4ページの4番目にあります平成28年12月4日の交通事故は、高鍋警察署の警察官が、駐車苦情現場において、白バイに乗車したまま相手方車両の運転席直近で車両の移動を指導した後、白バイを発進させようとしたところ、白バイをエンストをさせ、勾配により後退した車両を駐車中の相手方車両に接触させたものであります。

この事故で、相手方運転者に車両の修理費用6万7,970円を賠償しています。

最後に、4ページの5番目にあります平成29年1月13日の交通事故は、延岡警察署の警察官が、警察署駐車場において、捜査用の普通乗用自動車からおりる際、折からの強風で開放した運転席ドアを隣に駐車していた相手方車両に接触させたものであります。

この事故で、相手方所有者に車両の修理費用9万4,000円を賠償しています。

固有車両による交通事故につきましては、以上の6件でありましたが、交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうものにつながりかねないものでありますので、今後も防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

さらに、今回は、交通事故以外に1件の損害賠償事案を御報告させていただきましたが、証拠品の適正管理、慎重な取り扱いに努め、この種事故の再発防止に努めてまいり所存であります。

以上で、損害賠償を定めたことについての御報告を終了いたします。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はありませんか。

○中野委員 交差点で違反者を見つけて、緊急で行った場合の過失割合はどうなっているのか教えてください。

○新島警務部長 それぞれ事故によって対応は変わりますが、今回の場合につきましては、県のほうが40%、相手方が60%となっております。

○徳重委員 今、部長がおっしゃったとおり、警察官が交通事故を起こすことは、物損にしても何にしても、できればないほうがいいことな

んですが、過去二、三年の傾向として、年間どれぐらいの件数になっているものか、教えてくださいとありがたいが。

○中川首席監察官 公用車の事故は、ここ数年、第1等、第2等事故を含めて、年間、おおむね100件前後で推移しております。

ただ、残念ながら、第1等事故、過失割合が大きい事故が、7割弱ぐらいを占めているのが現状でございます。

○徳重委員 今、7割とおっしゃったのは、過失割合の高い事故が7割という理解でいいんですか。

○中川首席監察官 はい、いわゆる第1等の事故です。こちらの過失が大きいほうが、それぐらいの割合になっているということです。

○徳重委員 7割というのは、ちょっと多いのかなと。事故は相手があることですから、いつ起こるかわからないし、逆に相手が飛び込んでくる事故もたくさんあると思うんです。できれば、最低5割以下にできるように努力してほしいなと思います。事故は、絶対になくならないとは思いますが、やむを得ない事故はたくさんあるんですけれど、警察官の事故は、加害者にできるだけならないように徹底してほしいなと思います。

年間100件というのは、非常に多い気がするんですが、これをどこまで抑え切るかという、部長通達、これぐらいにしなさいという指導はされていないのか。年間100件ぐらいは普通だから、もうこれでいいと、そういう理解でいいのか。それとも、やむを得ない事故はあるんですが、減らすための訓示をされているものかどうか、そこ辺を教えてください。

○中川首席監察官 申しましたとおり、事故は年間100件前後で推移しておりますけれども、警

察職員は、指導取り締まりをする側でございます。ですので、目標はゼロであります。事故を起こさないのが基本でございます。都度都度、本部長あるいは警務部長、または首席監察官として、各警察署、各所属に対して、交通事故の防止についての通知文書等を発出しております。

例を挙げますと、年末年始を迎える時期、要するに交通量がふえる時期、あるいは、人事異動期、警察職員も含めて人の動きが大きくなります。また、その異動直後、さらにはゴールデンウィーク、要するに観光に訪れる方々が多数おられる時期、交通環境が変わる時期、そういった時期に、都度、そういった文書を発出して、指導をしております。また、私たち警察幹部が、警察署等を訪問しまして、それぞれの署員等に対し、事故防止について、事例等を踏まえて教養する等が、現在、取り組んでいる施策であります。

○野崎副委員長 関連ですけれども、警察官が事故を起こしたのが年間100件あるんですか。

○中川首席監察官 はい、警察官、一般職員を含めた、警察職員が当事者です。

○野崎副委員長 そうですか、わかりました。

○中川首席監察官 蛇足ですけれども、相手車両がいる事故だけではなくて、例えば、運転操作をミスしてブロック塀にぶつかるとか、あるいは電柱にぶつかってしまったという比較的軽微な事故も、全て処理しております。おおむねそのくらいの件数で推移しているのが実情でございます。

○野崎副委員長 確認でした。

○横田委員 さっき中野委員が質問された件で、これは、違反車両を追いかけていたパトカーが、交差点に入って出会い頭の事故ということだったんですね。これは、パトカーそのものがぶつかっ

ているから過失割合が出てくると思うんですけど、例えば、パトカーとか白バイが違反車両を追尾していて、追いかけている車両が第三者の車両にぶつかった場合の過失はどうなるんですか。

○中川首席監察官 その状況によって変わってくるのですが、基本的には、事故を調査します保険会社が、過去の事例、あるいは裁判例等で判断して決定しているというのが実情でございます。

○横田委員 パトカーとかが追いかけていったことが原因でぶつかってしまったと。でも、パトカー自身はぶつかっていないわけだから、警察には過失がないと思うんですけど。

○新島警務部長 委員の御質問は、逃げた車両が、第三者の車両とぶつかったときの警察の過失ということですね。

それは、警察が車を追いかけていたとしても、ぶつかった当事者同士による事故ですので、警察に過失があることにはならないと思われま

す。もちろん状況によるとは思うんですが、一般的に解せば、車同士の事故になりますので、逃げていた車両と、ぶつかった車両との間の問題となると思います。

○中野委員 この事故で私が知りたいのは、加害者か被害者かということ。もらい事故は、県機関であっても、仕方がないですね。

だから、次から説明するときは過失割合をしっかりと入れて説明してください。

○新島警務部長 わかりました。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、ないようですので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○廣澤交通部長 それでは、交通事故の現状と

対策について御報告を申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

まず、項目1の宮崎県の現状でございます。

(1)は平成19年から昨年までの過去10年間の交通事故の発生状況を棒グラフで示したもので、青色の棒グラフは県内の人身事故の発生件数、下のほうの網かけ模様の棒グラフは、その年の人身事故のうち高齢運転者による事故、つまり65歳以上の高齢者の方が、自動車やバイク運転中に発生をした事故件数となっております。

人身事故は、平成22年の1万1,000件以降年々減少し、昨年は、平成22年より約2,000件減少した9,015件となりました。

しかしながら、高齢運転者による交通事故の発生件数は、平成22年以降2,000件から2,100件台で推移しておりまして、平成25年に高齢運転者による事故の割合が20%を超えて20.2%となって以降、年々増加しており、昨年は過去10年間でもっとも高い23.1%となっております。

次に、黒色の折れ線は県内の死者数の推移、赤色の折れ線はそのうちの高齢死者の推移をあらわしております。

昨年の死者数は45人と、昭和32年以降の60年間で最少の人数となりましたけれども、その一方で、高齢者の占める割合は66.7%と、過去10年間で2番目に高い割合となっております。

次に、(2)は平成25年から本年までの過去5年間の5月末現在の交通事故発生状況を棒グラフで示したもので、黄色の棒グラフは人身事故発生件数、薄い青色の棒グラフは負傷者数をあらわしております。

なお、本年5月末の人身事故発生件数及び負傷者数は概数でございます。

人身事故発生件数は、年々減少しており、特に平成26年以降は毎年4,000件を下回っておりま

して、本年は過去5年間で最も少ない3,347件となっております。

また、負傷者数も年々減少しておりまして、本年は過去5年間で最も少ない3,725人と、4,000人を下回った昨年よりもさらに約160人減少をしております。

次に、赤色の折れ線は県内の死者数の推移をあらわしております。平成26年の26人以降、減少している中におきまして、本年5月末での死者数は前年対比で5人増加の22人となっております。

なお、参考ではありますが、本年3月31日、死亡事故が発生して以降、5月10日までの40日間、死亡事故の発生がありませんでした。これは昭和33年以降の記録で過去2番目に長い交通死亡事故発生ゼロの記録となりました。

次に、項目2の交通事故の特徴でございます。

(1)では、概数ではありますが、本年5月末時点での人身事故3,347件の主な特徴をアからウの3点挙げております。

まず、アでございますけれども、脇見、安全不確認などの漫然運転を原因とする事故が2,365件で70.7%と、昨年1年間の69.9%をわずかです。上回っている状況であります。

次に、イでございますが、高齢運転者の事故が824件で24.6%です。こちらも昨年1年間の23.1%を若干上回っている状況でございます。

また、ウでございますが、事故類型では追突事故が1,366件で40.8%と、昨年1年間の42.6%を下回っておりますが、依然高い割合で推移をしている状況でございます。

(2)では、本年の5月末時点での交通死亡事故の主な特徴をアからウ、同じく3点挙げております。

まず、アでございますが、年代別では交通死

者22人中45.5%を占める10の方が高齢者という状況であります。一方で、20歳代の方も5人が亡くなっております。

次に、イでございますが、態様別では車両単独の自損事故による死亡事故が10件と全体の半数近くを占めております。

また、ウでございますが、道路形状別では交差点及びその付近での発生が10件と、こちらも全体の半数近くを占めているところであります。

続きまして、資料の裏面をごらんください。

項目3の対策について御説明を申し上げます。

交通事故の発生状況で御説明いたしましたとおり、高齢運転者による事故の割合が増加しております。さらには高齢者の運転免許保有者数も年々増加している状況にあり、今後も高齢者対策を第一に進めてまいります。

そこで、交通指導取り締まりや交通安全施設整備はもちろんでありますが、交通安全教育による啓発活動をさらに強力に進めることが重要であると考えております。

そこで、(1)から(6)までの対策について順次、御説明をいたします。

まず、(1)の交通安全教育隊と交通安全教育者の活用でございますが、これは宮崎市内の自動車学校に業務委託している事業でありまして、ドライビングシミュレーターや自転車シミュレーターなどが搭載された交通安全教育車、通称セーフティ・フェニックス号と呼んでおりますが、これを活用いたしまして、専従の指導員3名が、参加・体験・実践型の交通安全教育を県内各地で実施しているものでございます。

(2)の「ま行」で高齢者交通安全五則とは、高齢歩行者対策の一つでありまして、道路歩行時の注意点をま行でまとめ、それをイラストを用いて、わかりやすくカードにしたものを、高

齢者宅訪問時の交通安全指導等で活用しているものであります。

このカードのま行の意味を紹介いたしますと、「ま」は待つ、「み」は見る、「む」は無理をしない、「め」は目立つ服装、「も」は自分の身体機能についてもっと知るという語呂合わせとなっております。

(3)のシニア・ドライバーズ・コンテストは高齢運転者対策の一環として、参加者に視力・聴力、そして体力の低下や反応時間のおくれなど、身体機能の変化を自覚してもらい、安全運転に努めていただくことを目的として実施しております。

コンテストは、5名1組のチーム戦で運転技能を競い合うもので、平成28年度は、県内の自動車学校で合計10回開催をいたしまして、430名が参加しております。参加者からも非常に好評で、本年も引き続き実施予定でございます。

(4)の孫からの交通安全レター作戦は、小学生や幼稚園児が安全運転や交通ルールを守ってもらいたいといった願いを込めて書いた手紙を、反射材を添えて祖父母に手渡すものでありまして、昨年は、県内で約7,000名の児童からおじいちゃん、おばあちゃんに渡してもらっております。

次に、(5)の新聞紙面での交通安全特集記事の掲載でございますが、これまでは県予算によりまして、昨年までですが、2カ月ごとに一面を使って、宮崎日日新聞紙面に交通安全特集記事を掲載しておりましたけれども、本年5月から同社との共同企画によりまして、無償で毎月、見開き2面を使って交通マナーアップ向上や、交通事故防止等に向けた特集記事を掲載することとなったもので、5月の初回は、5月25日に警察本部長と宮崎日日新聞社常務取締役との特

別対談を中心とした特集記事を掲載しております。

最後の(6)でございますが、交通事故発生マップの公開と集計結果の出力についてでございます。

これは、県警ホームページ上に、新たに交通事故発生マップをアップいたしまして、毎月、県内全域の交通事故発生状況を公開するとともに、市町村別集計機能等を設け、年代別発生件数や、時間帯別発生件数など、県民の皆さんが、誰でも集計結果の閲覧、出力することが可能となったものでございます。

引き続き、県警としましては、第10次宮崎県交通安全計画で策定されました年間死者数39人以下、死傷者数9,000人以下の目標に向けて、各種交通事故抑止対策を推進してまいります。

報告は、以上でございます。

**○新見委員長** 説明が終了しました。その他報告事項についての質疑はないでしょうか。

**○図師委員** 過去10年間における交通事故の推移を見ると、ピーク時から2,000件ほど減少していることは、素晴らしい結果だと思います。対策の主なものは高齢者向けだったのですが、この2,000件減少には、ほかにもさまざまな対策を講じられた結果が反映されているんだと思います。その主なものを教えていただきたいと。

あと、高齢者の事故率なり、死亡者数が横ばいということですが、説明にもありましたが、県内の高齢化率の上昇とか、高齢者の免許の取得率が高どまりというところから勘案すると、一概に、ここの数字が上がっているから、対策がうまく機能していないわけでもないのかなという気がしております。

まず、2,000件減少について、ほかの重立った対策をちょっと教えていただきたいと思います。

**○廣澤交通部長** 委員御指摘のとおり、高齢者対策を一番重点的にやっておりますが、確かにその他の対策もいろいろとやっているところでございます。

例えば、最近では自転車対策も、国を挙げてやっているところで、本県におきましても力を入れております。

まず、自転車は車道を通行するのが原則ということで、道路を通行される際にもお気づきとは思いますが、ブルーのラインとか矢羽等で自転車の通行帯を標示してやっております。

それから、交差点の歩車分離、こういったものも自転車対策の一環で進めております。これは、右左折車両と歩行者、自転車との衝突事故等を防ぐということで、県内に歩車分離交差点の拡充をしているところでございます。

そのほかに、若者対策にもなるんですけれども、小・中・高校にそれぞれ自転車モデル校を指定しまして、今現在、小学校で9校、中学校で16校、高校で9校、全体で34校の自転車モデル推進校を指定いたしまして、自転車、歩行中も含めまして、子供の通行、交通事故防止にも取り組んでいるところでございます。

また、年間を通じて、飲酒運転の取り締まり、あるいは、来月の7月11日から、夏の県民総ぐるみ運動も始まりますが、こういった交通安全期間中を中心とした取り締まり、交通指導、街頭監視のような見せる活動、制服が街頭に多く立つことによって交通事故を抑止する対策、考えられるありとあらゆる対策をとっているところでございます。

**○図師委員** それらで対策の効果が顕著に出ているということで、来年度は9,000件を割り込むことを大いに期待したいと思います。

それからもう一つ、対策の中のシニア・ドラ

イバース・コンテスト、これは、私の近所の方も行かれて、優秀な成績をおさめられたということで、老人クラブの例会のときにすごくいい報告をされておられました。このドライバーズ・コンテストの参加者の募集方法はどのようにされているのでしょうか。

○廣澤交通部長 各警察署の交通課から、老人クラブを通じて募集をしております。と同時に、交通安全協会からの募集等もさせてもらっております。

こういったものを通じて、かなりの数の方に参加していただき、非常に好評を得ておると。

競技的には、S字とかクランク走行、縦列駐車、狭い道路での走行テストなどを入れまして、体験型で実施しているところでございます。

○凶師委員 このコンテストに出られる方々は、自信があるから出る方が多いと思うんですが、逆に、自信がない方が気軽に出て、失敗するなり、そういう失敗体験をさらに教習所とか自動車学校でフォローアップできるようなもの。そういう自信がない方が出られる講習会もされておられるのでしょうか。

○廣澤交通部長 27年から始めまして、まだ日が浅く、回数的にも少ないんですけれども、毎年参加者が固定されるのは、うちとしても避けたい。やはり裾野を広げて、より多くの方にこのコンテストに参加していただきたいと。1組5名編成のチームでございますけれども、そういったことを念頭に入れて、警察署で参加者を募っているところでございます。

○中野委員 宮日でも、いろいろPRされているということで。宮日新聞は、大体毎日、目を通すんですけれども、あまり記憶がないんです。

それで、対談を新聞に載せたという話でしたが、年寄りだと活字は見ませんよ。できたら、

年間に起こった重大事故で恐怖心をあおる写真とかを載せたほうが、効果があると思うんです。対談なんか載せても、年寄りなんかは見ませんよ。文字では恐怖心は出てこないの。希望です。

○廣澤交通部長 毎月、見開きで宮日に出すことになっておりますが、対談形式は毎月ではございません。

委員が御指摘のとおり、やはりビジュアル的な写真とか、そういったものの掲載も目を引くだろうと考えますので、宮日の担当者とも、企画等すり合わせをしながら、そういった記事も多く載せていけるようにできたらいいなと考えております。

○中野委員 宮日のやつはただで載せているわけですか。

○廣澤交通部長 ゼロ予算でさせていただいております。共同企画でやっております。

○中野委員 では、要望してください。

○徳重委員 孫から交通安全レター作戦は、いつごろから始められたんですか。

○廣澤交通部長 こちらは、平成26年に小林警察署がまずやりました。

石川県のほうで非常に好評だということを知りつけまして、小林警察署で26年にやったんですが、小林で非常に好評で、子供の言うことはなかなか聞かないけれども、やはりお孫さんから、じいちゃん、ばあちゃん、気をつけてと言うと、非常に心にしみるといふか、好評だということで、翌年の27年から、13警察署全てで実施いたしまして、ことしが3年目に入るところでございます。

○徳重委員 今、部長がおっしゃったとおり、大変効果があるんじゃないかなと思ったところ。ぜひ、全警察署、各市町村教育委員会と

相談していただいて、保育園、幼稚園はなかなか書けないだろうと思いますので。小学生のじいちゃん、ばあちゃんは、大体70代ぐらいだと思うので、各小学校、どの学校も、1年に一遍はおじいちゃんに手紙を出す運動を展開できないかなと思ったところです。やるからには結果を出さないと意味がないと思いますので、全県下で同じような流れをつくってほしいなと思いますが、どうですか。

**○廣澤交通部長** 先ほど申しましたとおり、27年から13警察署、全ての警察署において実施をしているところでございます。管内の全ての幼稚園、保育所、小学校というわけにはいきませんので、地元の教育委員会との連携も含めて、抽出してやっているところでございます。幼稚園児には塗り絵タイプのもので、文字が書ける小学生には、ちゃんとした手紙を書いて手渡すことでやっているんですが、当然、小学生もいきなり交通安全に関する文章を書けと言っても無理でございますので、必ず地元の警察官が行き、講話をしまして、おじいちゃん、おばあちゃんには交通安全に気をつけてもらいたいよね、そういった願いを込めて書いてくださいとアドバイスをした後に書かせて渡すなど、工夫してやっているところでございます。

**○徳重委員** 大変でしょうが、ぜひ努力していただいて、よりたくさんの人にそういう機会を与えていただきたいと思います。

**○横田委員** 交通事故の特徴のところの交通死亡事故で、高齢者の死者が、22人中10人と多いですが、この高齢者は、みずから車を運転して亡くなった人なんですか。それとも、運転者じゃないけれど、例えば、道を歩いていたとか横断していたとか、そういった人の死亡事故も、この中に入っているんですか。

**○廣澤交通部長** この22名中10名の高齢者の死者は、交通事故に遭ってお亡くなりになられた数でございます。例えば、運転中に自損事故を起こしてお亡くなりになられた、あるいは、例えば高齢者ではない方の運転により、道路横断中に高齢者が亡くなられた、65歳以上で交通事故に起因して亡くなられた方の総数を計上したものが、10名という数字でございます。

**○横田委員** 歩行していて交通事故に遭って亡くなった人の傾向は、ここ最近、どんな状況なんでしょうか。

**○廣澤交通部長** この10名の方の特徴でいきますと、一番多いのが歩行中です。歩行中が、半分の5名でございます。

それから、次に多いのが、車を運転中に事故に遭われてお亡くなりになられた方3名、残り2名の方は自転車乗用中となっております。

**○横田委員** 歩行中の注意事項に対する啓発活動とかも当然されていると思うんですけど、状況を教えてください。

**○廣澤交通部長** 先ほども、対策の中で申し上げましたけれど、高齢者交通安全五則、「ま行」で交通安全は、こういった下敷きみたいなものですけども、車が横断するときは「待つんだ」の「ま」とか、「ちゃんと見る」とか、こういったものを交通安全協会の交通安全指導員が高齢者宅を訪問いたしますので、そういった際に活用して、横断中の事故防止を図っている。

あるいは、各警察署の警察官が、公民館や地区のお年寄りの集まる場所に出前型で出張いたしますして、ミニ講習を行っております。

また、公民館とか温泉には、これを張っていただいて、注意喚起をしていただくと。うちとしても事故の割合が多いものですから、高齢歩行者の事故防止は、中心的に対策をとっている

ところでございます。歩行中の高齢者の事故は、自宅から近い範囲、約2キロ以内でほぼ発生しているとの分析が出ております。道路で横断歩道がないところを渡っていらっしゃる方というのは、いつも決まっておるといふか、近所ではちょっと危ないなという声が出ておったりするものですから、地元の警察官も、巡回連絡その他を通じて、そういった情報収集をいたしまして、そういう方を見つけたら、自宅訪問をして、道路の渡り方の指導をするなど、個別対策等もやっておるところでございます。

○横田委員 話が変わりますけれど、最近、暴走族とか改造車両とかをあまり見かけない気がするんですけど、現状はどうでしょうか。

○廣澤交通部長 現在、宮崎県内で暴走族と認定されたグループはありません。ただ、これから夏場に向かって、週末にちょっと暴走行為をしている連中もおりますけれども、それは、我々としては単発、二、三台でやっておるものと認識しております。夜間の暴走行為を行うであろう若者たち、いわゆる暴走予備軍については、常時把握体制はとっているところでございます。

○横田委員 ありがとうございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

私もいいですか。対策の6番目、交通事故発生マップについて何点かお尋ねしたいんですけども、まず、このマップに反映させる事故というのは、どういった程度の事故から載せられるのかということ。今現在、このマップに反映してあるデータは何年分ぐらいかということ、それと、発生の都度入力されるのか、まとめて入力されるのか、どういった形で入力されるのかを教えてください。

○廣澤交通部長 何年分かにつきましては、ちょっとお待ちください、後ほど回答いたしま

す。

事故につきましては、人身事故は全てマップに出ております。軽傷、重傷に分かれておりまして、画面にチェックするところがありますので、例えば、重傷事故だけを欲しいなど、地図にあらわしたいなというときは、そこだけチェックすれば、それだけが表示されるようになっておりますので、全県であれば、全県のところをクリックすれば、軽傷であろうが全て出るようになっております。

それで、毎回毎回更新はできませんので、一応、ホームページ上では1カ月に1回更新をするようになっておりまして、過去3カ月分の事故を出すようにしております。

○新見委員長 過去3カ月分だけですか。

○廣澤交通部長 過去3カ月分が表示されるようになっております。

地図を見ていただくとわかるんですが、かなりのピンポイントになりますので、例えば、年間となりますと、分布図的には、反対に見づらいのかなというのはあります。

それと、いつからいつというのを指定できますので、この1週間とか、その期間の発生件数を見たいということは指定できます。

○新見委員長 以前ちょっと相談を受けたのは、その地域の横断歩道がちょっと消えかかっている、過去に事故が発生しているから、これを塗り直してもらいたいときに、過去にここで事故が起こったことを要望書に入れるためにこの地図を見たら、それがもうなかったということだったので、どのくらいの保存期間があるのかなと思って、今、お尋ねしたところなんです。そういったときの参考資料には、これは余り使えないということですね。過去にずっとさかのぼった、その場所での事故の発生状況を調べるとかは無

理だということですね。

○**廣澤交通部長** データにつきましては、平成28年の1月からのデータが入っております。

ただし、繰り返しになりますが、表示をしようと思ったら、例えば、最近の3カ月とか、いつからいつまでの3カ月といった状況で表示をされるということでございます。

○**新見委員長** わかりました。

○**中野委員** 交差点とかの交通事故、そういうのはデータ的に出ないのですか。年間を通して、交通事故があったときのデータ化はできていないわけですか。交通事故の事案が年間でかなり多い交差点とか、そういうもののデータ化はできていないわけですか。

○**廣澤交通部長** 繰り返しになりますが、平成28年1月以降のデータは入れておりますので、それは、反映されるようになっております。けれども、この画面の中に、28年1月から昨日までのを一遍に表示できる機能が、残念ながらない。

○**中野委員** いや、これに載せる載せないは別で、警察としてそういうデータはあるんですねと聞いているんです。

○**壹岐交通規制課長** 過去のデータにつきましては、基本的な集積はございます。それぞれ事故・事件システムということで、事故の対応に基づいた交通指導課のシステムはございますし、今、部長が申しました28年以降については、システムを入れかえて、地図情報データの中で新しく地点を落とし込む形になっております。

従来事故・事件多発につきましては、各警察署単位で、事故が発生した地点を国交省と情報のやりとりをしまして、図面上に落として、ホームページに掲載しておりましたけれど、最近の地図情報の高度化ということで、システム

が変わっているところでございます。

なお、取り締まり情報につきましても、取り締まり種別等において、飲酒運転等の分析が必要でございますので、その点の情報は集積しております。

○**新見委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** ないようですので、以上をもって警察本部を終了いたします。皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前10時59分再開

○**新見委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会の報告事項等について、企業局長の概要説明を求めます。

○**図師企業局長** 企業局でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

さきの常任委員会県内視察におきまして、新見委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、企業局の各施設の調査をしていただきました。まことにありがとうございました。

県南におきましては、綾第二発電所、それから酒谷発電所、そして、県北におきましては、渡川発電所、そして、工業用水道施設の浄水場及び配水池施設を調査をいただきました。

企業局といたしましては、今後とも職員一丸となりまして、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、今後とも引き続き御指導、御支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日御説明いたします項目につきまして、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

今回、企業局は、議案はございませんが、提出報告書関係が2件、その他報告事項が1件の合計3件でございます。

まず、Ⅰの提出報告書であります。平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書及び平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書でございます。

これらは、平成28年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条第3項及び地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、報告をするものでございます。

次に、Ⅱのその他報告事項でございますが、去る5月18日に、綾第二発電所で実施をいたしました発電所施設見学ツアーについて御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

私からは以上でございます。

**○新見委員長** 局長の概要説明が終了しました。

次に、報告事項に関する説明を求めます。

**○松田総務課長** 平成28年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰越について御説明いたします。

お手元の委員会資料の1ページから2ページに、平成29年度6月定例県議会提出報告書のうち、企業局所管の繰越計算書を抜粋したものをおつけしております。

まず、1ページでございます。

電気事業の予算繰越計算書について御説明いたします。

まず、上の表の建設改良費の繰越額のうち、1段目のダム施設整備事業についてであります。

これは、いわゆる多目的ダムの管理者である県土整備部が行うダム施設の改良工事等に、企業局が事業費の一部を負担しているものでございますが、事業主体である県土整備部において、用地の確保や関係機関との調整等に日数を要したことなど、事業の繰り越しを行う必要が生じたことから、企業局においても関連予算の繰り越しを行ったものであります。

平成28年度予算といたしましては、左から4列目の4億534万1,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は6,796万9,534円で、翌年度への繰越額は2億1,027万3,409円でございます。

予算計上額から支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引いた額が、右から3列目の不用額1億2,709万8,057円となっております。

なお、全ての工事の完了は、来年の2月末を予定しております。

次に、2段目の渡川発電所発電設備一括更新工事（供給設備工事費負担金）でございます。

これは、渡川発電所におきまして、固定価格買取制度で売電するための電力メーターを九州電力が設置し、その工事費の一部を企業局が負担するものであります。九州電力側での調査測量、詳細設計が完了しなかったことから、予算の繰り越しを行ったものであります。

平成28年度予算としては、左から4列目の626万4,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は62万6,400円で、翌年度への繰越額は563万7,600円でございます。

続きまして、3段目の渡川発電所天井クレーン改良工事でございます。

これは、渡川発電所内の天井クレーンの主要

機器の取りかえ及び安全設備の改修を行うものでありますが、今後も継続して使用することとしておりました機器の一部に亀裂が見つかったことから、その取りかえを行う変更契約を行い、工期を延長し、予算の繰り越しを行ったものであります。

平成28年度予算といたしましては、左から4列目、5,438万5,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は3,881万2,701円で、翌年度への繰越額は1,491万6,438円であります。

予算計上額から支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引いた額が、右から3列目の不用額65万5,861円となっております。

また、下の表の営業費用にも同じ工事名の繰り越しがございますが、これは、ただいま説明いたしました渡川発電所の天井クレーンの改良工事と同時にクレーン機器の撤去費用でございまして、同様の理由から繰り越しを行ったものであります。

平成28年度予算といたしましては、左から4列目、492万1,000円を計上しておりましたが、そのうち年度内の支払い義務発生額は274万9,614円で、翌年度への繰越額は105万6,727円でございます。

予算計上額から支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引いた額が、右から3列目の不用額111万4,659円となっております。

なお、工事の完成は、9月を予定しております。

次に、2ページをごらんください。

電気事業の継続費繰越計算書についてでございます。

これは、建設改良費において、綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事の繰り越しを行っ

たものであります。

この工事は、設置後20年以上が経過した綾第一発電所の自動制御装置の更新を行うもので、平成28年度から30年度までの3カ年の事業として、左から4列目、3億899万6,000円の継続費を計上しております。

平成28年度は、綾第一発電所の2つの発電機のうち、南発電機の自動制御装置の一部機器を製作する費用といたしまして、3,920万4,000円を計上しておりましたが、受注者から出来高払いの支払いの請求がなかったことから、全額を繰り越しております。

なお、事業は予定どおり進んでおりまして、現在は、機器の工場製作を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑はありますか。

○中野委員 1ページのダム建設費用について、不用額の1億2,700万、この不用額とはどういう意味ですか。

○喜田工務課長 こちらの不用額につきましては、予算計上時には、県土整備部のほうで国に予算要望をしたものも含めて、企業局負担分を予算計上していたのですが、その後、国から予算が満額つかなかったものですから、それに伴う分が不用額となったものでございます。

○中野委員 済みません、もう一回。

○喜田工務課長 国費がつかなかったために、執行ができなくなったものでございます。

○中野委員 そういう意味ね。

○大谷副局長(技術) 県土整備部のほうで当初予算を組みます。その後、国からの内示があって、よく内示差というのが出てきますけれど、その分と。今回、補正もありましたので、その

補正についても予算を組んでいて、その後に補正額がついたと、その分の差。つまり、補正のときも、11月議会で予算を組んでいましたので、その後、国の内示があったときに、やはり満額がつかなかったと。それらを足した分で、これだけ不用額が出てきたということです。

○中野委員 よくわかんないけれど、予定どおり工事はできるということでもいいわけ。

○大谷副局長(技術) 予定した工事はできます。プラスアルファといいますか、県としてはここまでやりたいという形で出しておりましたが、ここまでする国がつかないということなんです。これは、ダム以外でも、道路でも河川でもあることだと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。関連でも、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 よろしいですかね。

それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○喜田工務課長 発電所施設見学ツアーについて御報告いたします。

資料の3ページをごらんください。

まず、1の目的でございますが、この発電所見学ツアーは、二酸化炭素をほとんど発生しないクリーンなエネルギーである水力発電の仕組みやダムの役割について説明することによりまして、企業局の事業をわかりやすく伝えるとともに、環境保全に対する意識の啓発を行うことを目的に実施しているものであります。

この見学ツアーは、平成11年度にスタートをして以来、これまで延べ1,700人を超える見学者を受け入れております。

次に、2の実施概要であります。

見学ツアーは、社会科見学として行っており

まして、今年度の第1回目といたしまして、5月18日に、国富町立森永小学校の3年生、4年生、教員を合わせて48名で、綾町にあります綾第二発電所で開催いたしました。

子供たちからは、「水で電気がつくられるのを初めて知ることができてよかった」、「いろいろな発電の仕方がわかってよかった」などの感想が聞かれました。

また、見学後は、発電所下流の河原でアユの稚魚放流も行いました。

当日は好天に恵まれ、子供たちの喜ぶ声や楽しんでる光景が見られ、発電所の仕組み及び企業局の事業について理解が深まるとともに、身近な川や自然について学習するよい機会になったものと考えております。

なお、今年度はこのほか、7月上旬に、西都市の三財発電所で、10月の中旬に日南市の酒谷発電所で同様の見学ツアーを実施する予定としております。

私からの説明は以上です。

○新見委員長 執行部の説明が終わりました。その他報告事項についての質疑はありませんでしょうか。

○図師委員 すばらしい取り組みだと思っておりますが、この見学後の稚魚の放流に関しては、内水面漁業協同組合とはどのような連携をとられているのでしょうか。

○喜田工務課長 魚を河川に放流しますので、地元の内水面漁業協同組合とは打ち合わせをしまして、稚魚の購入先とかも、助言を受けて、漁協でも使っておられるところの魚を放流しております。

○図師委員 先日、内水面漁業協同組合の総会に参加しました。組合は組合で河川を守るための取り組みをされておりますので、このような

連携をとられているのは、非常にいいことだと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。関連でもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、その他、何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時18分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、教育長の概要説明を求めます。

○四本教育長 教育委員会でございます。よろしく願いをいたします。

まず、おわびを申し上げます。

職員の綱紀保持及び服務規律の遵守につきましては、繰り返し指導してまいったところでありますけれども、先月、5月8日に、県立学校教諭が、酒気帯び運転容疑により現行犯逮捕されました。

また、昨年11月3日に酒気帯び運転で人身事故を起こしました小学校教諭に対して、5月19日付で免職の懲戒処分を行いました。

児童生徒の模範となるべき教職員による酒気帯び運転が、昨年度から続けて発生しており、県議会を初め県民の皆様方の信頼を大きく裏切ることになりましたことを、心から深くおわびを申し上げます。

教育委員会といたしましては、県内全ての公

立学校長に対して、再度、綱紀肅正と服務規律の保持を呼びかけたところであり、今後とも学校と一体となって、全県的かつ組織的に不祥事の再発防止及び本県教育に対する信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

次に、御礼を申し上げます。

4月30日に開催されました第33回宮崎県青年団協議会定期大会には、新見委員長に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。

また、先に開催されました宮崎県高等学校総合体育大会並びにみやざき県民総合スポーツ祭の開会式に際しまして、新見委員長を初め、議会からも多くの皆様方に御臨席をいただきました。まことにありがとうございました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

ここからは、座って説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をおめくりいただき、目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案は、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算」であります。

次に、議案以外の報告事項といたしまして、宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停と平成28年度宮崎県繰越明許費について御報告いたします。

さらに、その他報告事項といたしまして、前回の常任委員会でお求めのありました宮崎県いじめ防止基本方針の改定及び教職員の資質向上実行プラン改訂版における教職員の指導力向上につながる研修の具体的な取り組みについての2件のほか、2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についての以上3件を御報告させていただきます。

それでは、議案について御説明いたします。

常任委員会資料1ページをお願いいたします。

初めに、議案第1号、平成29年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

表に太線で囲んでありますところが3カ所ございますが、その一番上の一般会計の合計の欄をごらんください。

今回、141万3,000円の増額補正をお願いするものでございまして、補正後の合計は、その2つ右の欄に示しております1,085億3,788万5,000円であります。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き担当課室長が説明をいたしますので、御審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

**○新見委員長** 教育長の概要説明が終了しました。

次に、議案に関する説明を求めます。

**○川越特別支援教育室長** 特別支援教育室でございます。

常任委員会資料の2ページをお開きください。

新規事業「学校における医療的ケア実施体制充実事業」であります。

この事業は、平成29年度の文部科学省委託事業でありまして、ことし3月に採択が決定されたところであります。

1の事業の目的・背景であります。特別支援学校における医療的ケアにつきましては、児童生徒の就学機会の確保のため、平成16年度から特別支援学校に看護師を配置し、対応しているところであります。

近年、医療的ケアを必要とする児童生徒の状況は重症化しており、国が定めた吸引、経管栄養、導尿の3行為に加えまして、人工呼吸器の管理等への対応など、医療技術の進歩等による高度な技術が、学校の看護師には求められてお

り、今後も、このような児童の入学が見込まれますことから、これまで以上に緊急時の対応や校内支援体制の確立が急務となっており、人工呼吸器の管理等を必要とする児童生徒が、より一層安全で安心な学校生活を送るため、学校、医療、福祉等の関係機関が連携して、医療ケア実施体制のあり方を検証し、高度な医療的ケアに対応できる実施対策の充実を図ることを目的としております。

続きまして、2の事業の概要であります。予算額は141万3,000円を計上し、全額国が負担をし、事業期間は単年度となっております。

事業内容につきましては、3ページのイメージ図で御説明いたします。

まず、①医療的ケア運営協議会ですが、推進指導医である医師、医療機関、看護協会などの関係機関、清武せいりゅう支援学校の教職員、保護者、特別支援教育室を構成員としまして、図に示しておりますように連携をとりながら、緊急時対応マニュアルの再検討や人工呼吸器・体調不良時の対応フローチャートの作成等を行います。

次に、右の②研究指定校での実践でございます。清武せいりゅう支援学校を研究指定校として指定し、ヒヤリ・ハット事例のまとめや医療的ケア運営協議会での検討を受けたマニュアルの実践を行いたいと考えております。

次に、その下の③先進校の視察等でございます。先進校の視察や文部科学省主催の協議会等に参加しまして、必要な情報収集を幅広く行いたいと考えております。

それでは、もう一度、2ページにお戻りください。

3の事業効果であります。説明いたしました3つの内容に取り組みまして、高度な医療的

ケア等に対応するためのガイドラインなどを作成すること、また、この事業成果を県内の医療的ケア実施校へ普及することにより、本県の医療的ケア実施事業を一層充実させることができると考えております。

説明は以上であります。よろしく願いいたします。

○**新見委員長** 執行部の説明が終了しました。議案についての質疑はありませんでしょうか。

○**横田委員** 今回の事業は、医療的ケアが必要な学校で、その体制のあり方を検証することが目的なんですね。

○**川越特別支援教育室長** 医療的ケアを必要とする子供さんがいらっしゃる学校の中で、特に人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする子供さんのいる学校におきまして、緊急対応マニュアル等を見直したり、また、人工呼吸器等の管理についてガイドラインを作成することを目的としております。清武せいりゅう支援学校を、今年度は研究指定校としておるところでございます。

○**横田委員** 今回、清武せいりゅう支援学校が指定校ということですが、実際は、こういう医療的ケアが必要な子供がいる学校は、ほかにもあるということですね。

○**川越特別支援教育室長** 県内13校のうち8校におきまして、医療的ケアの必要な子供たちが在籍をしております。

○**横田委員** 今回、医療的ケアのあり方の検証をして、例えばマニュアルとかをつくって、その結果を踏まえて、今後は、機器の導入とか看護師の補充とかにつなげていくんですか。

○**川越特別支援教育室長** 機器の導入、看護師の配置まではございません。校内での実施体制を見直していくものでございます。

現在、人工呼吸器を使用している子供さんの場合は、ほとんどの保護者の方が学校に常駐をしております。一部分、看護師が週3日間ほど、短時間交代をしているんですけども、ほとんどの保護者の方が、子供につきっきりでいらっしゃるということで。そのあたりの、学校と看護師と保護者の方の役割分担をしっかりと明らかにしていって、それをガイドライン等で示していきましようといった体制整備における研究の事業でございます。

○**横田委員** わかりました。

○**新見委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○**柚木崎財務福利課長** 財務福利課関係について御説明申し上げます。

資料がかわりまして、平成29年6月定例県議会提出報告書をお願いいたします。

ページは、5ページ、別紙2のインデックスのところです。

宮崎県育英資金の債権管理上必要な訴えの提起、和解及び調停について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告するものであります。

育英資金につきましては、返還者の増加に伴い、滞納額も増加をしている状況にあるため、平成25年度から、正当な理由もなく滞納し、払う意思が見られない長期滞納者に対して、法的措置として簡易裁判所に対して支払い督促の申し立てを行っております。

今回、28件、79名に対しまして、滞納金及び延滞利息の一括返還を請求する支払い督促の申し立てを行ったところではありますが、ごらんの1名から異議の申し立てがなされたため、平成29

年5月9日付の知事の専決により訴えの提起、いわゆる訴訟に移行しましたことを御報告するものであります。

続きまして、同じ報告書の15ページ、別紙3のインデックスのところをお願いいたします。

平成28年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告いたします。

計の欄の2行上になりますが、事業名「文教施設災害復旧事業」であります。

これは、昨年9月に発生した台風16号による大雨のため、清武せいりゅう支援学校の裏山から泥水が敷地内に流入したことによる災害復旧であります。特別支援学校周辺における復旧工事ということで、児童生徒に対する特別な配慮が必要であったことから、工法の選定など、関係機関との調整に日時を要したため、年度内の完了が困難となり、繰り越しをしたものであります。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にあります6,100万円であります。

なお、工事につきましては、騒音が伴う作業を夏休み中に行うなど、生徒たちの学校生活に支障を来すことのないように完成させたいと考えております。

説明は以上であります。

○谷口文化財課長 文化財課でございます。

同じく、報告書の15ページをお願いいたします。

平成28年度からの繰越明許費につきまして、繰越額が確定しましたので、御報告させていただきます。

一番下の計の欄のすぐ上になりますが、事業名「民家園文化財再生・伝世事業」であります。

現在、県総合博物館には、江戸時代に建てられました民家を4棟展示している民家園がござ

います。

この事業は、その民家のうち、県指定文化財の2棟につきまして、平成28年度から29年度の債務負担により保存修理工事を行うもので、繰り越しの主な理由としましては、文化財の価値を損なわない保存修理工事の検討に日時を要したことによるものであります。

繰越額につきましては、翌年度繰越額の欄にありますように、1,605万9,600円であります。

説明は以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終了しました。報告事項についての質疑があったら、出していただけますでしょうか。

○中野委員 5ページの育英資金の提訴の理由は何ですか。

○柚木崎財務福利課長 私どものほうから、支払い督促といって、債務者に通知をしてくださいという措置を、裁判所に対して行います。支払い督促につきましては、まだ裁判ではありませんので、そういった裁判所の権限で、債務者に対して支払いをしてくださいと。それに対して異議がなされました。そうすると、その時点で裁判に移行するという制度上のものであります。

それ以外の方につきましては、今後、また異議を申し立てる方が出てくるかもしれませんし、そのまま納得されて債務が確定すると、強制的に取り立てができる権利を得ることになります。

ですから、例えば一括返還を申し立てておりますので、いや、それはちょっと払えないと、無理だと言われると、異議があったとみなされることになります。

○中野委員 要は、借りた本人が滞納しているから、連帯保証人に請求をしたわけ。それとも、払うように言ってくださいと言ったんですか。

○**柚木崎財務福利課長** これは、28件、79名ということで、連帯保証人に対しても支払い督促をしております。債務者本人にもしております。

債務者本人の1名と、基本的に連帯保証人が2名います。その方たち、2年以上支払いが滞っている方に対して、今回、申し立てをしております。その中で、お一人が異議を申し立てられて、これから裁判になる流れとなります。

○**中野委員** その異議が、私は保証人になっていませんでしたとか、どういう異議なのか聞いているわけ。

○**柚木崎財務福利課長** 今回は、一括返還が無理だと、分割ではだめかという異議になっております。

○**中野委員** 分割とか、そういうのは認めないわけ。

○**柚木崎財務福利課長** この支払い督促をする前の段階で、一旦、そういった行為をしますよと通知しております。そこで、じゃあ、返済しますと言われる方も多々いらっしゃいます。その中で、反応がなかった方についてこういった督促をしていると。督促が始まったら、基本的に債務名義が確定するまで、強制執行ができる権利を得るまでは、それは続けております。別途、分割の話し合いには応じているところです。

○**中野委員** そういうのを出して、保証人が、提訴した後に、一括に応じますとか言っていると言ったから、提訴された後も、本人たちは黙っておるのか、それとも、分割にしてくださいと言っているのか、その内容、理由を聞きたいわけ。

○**柚木崎財務福利課長** 一括返済がなされたら、取り下げをいたします。それ以外の分割は、話し合いには応じますが、裁判は継続することになります。

○**中野委員** 一括は応じるけれども、提訴した段階で、分割は応じませんと、その提訴ということ。

○**柚木崎財務福利課長** はい、そのとおりです。

○**中野委員** わかりました。

○**徳重委員** 保証人は、親と第三者になりますか。保証人の資格はどうなっておりますか。

○**柚木崎財務福利課長** 委員のおっしゃるとおり、本人と同一生計の親、それ以外の第三者の3名になります。

○**徳重委員** 本人は、もう就職しているわけですか。例えば、まずは、その人の給料を差し押さえるとか、あるいは天引きするとかは不可能なんですか。

○**柚木崎財務福利課長** 今回のような法的措置で、債務名義が確定すれば可能となります。現在のところ、確定した後に分割払いに応じているという状況がありますので、強制執行はまだしておりませんが、可能ではあります。

○**徳重委員** 本人が払わない場合は、保証人に行くと思うんですが、親が第一だと思うんです。親の資産があつたり、ある程度能力がある方であれば、基本的にはそちらが最優先という理解でいいんですか。

○**柚木崎財務福利課長** それは、個々の事案で状況判断が必要になってくるかなと思います。

○**徳重委員** 自分の子供が奨学金を借りておるわけですから、当然、親はその責任があると思うんです。第三者の保証人がその負荷を負うとなると、これはまたおかしな話で。基本的にはやっぱり親がその債務を負うべきだと思っておりますので。そこからは裁判の結果になると思うんですけど、そういう形が基本的にはとられると理解しておっていいんですか。基本的には親、そして、その親が払えない、生活ができ

ないということになったときに、第三者の保証人という理解でいいんですか。

○**柚木崎財務福利課長** 基本的な順位としては、そうなると思われま。

○**中野委員** 債務名義が確定すればと。この時点で、当人は、音信不通とかになっているわけ。裁判に持ち込んで、連帯保証人の債務確定という意味。この場合、本人はどうなっているの。

○**柚木崎財務福利課長** 今回の28件には全て本人が含まれております。

○**中野委員** 本人が入っていれば、まずは本人に。連帯保証人とどっちが相手方になっているわけ。本人が入っているんだったら、まずは本人じゃないの。

○**柚木崎財務福利課長** 通常の催告等につきましては、おっしゃるように、基本的に、まず本人に連絡をとります。そして、親と保証人にも連絡をとらせていただいております。

この支払い督促という法的措置につきましては、基本的に保証人がいらっしゃる状態であれば、保証人にも同時にしております。

○**新見委員長** よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**新見委員長** ないようですので、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

---

午後0時58分再開

○**新見委員長** 委員会を再開いたします。

その他報告事項に関する説明を求めます。

○**金子学校支援監** 学校政策課です。

資料4ページをお開きください。

宮崎県いじめ防止基本方針の改定について御説明いたします。

まず、いじめ防止基本方針の改定の趣旨についてであります。

平成25年にいじめ防止対策推進法が施行されたことに伴って、国のいじめ防止等のための基本的な方針が制定されました。

県におきましても、国の基本方針を参酌し、平成26年2月に宮崎県いじめ防止基本方針を策定いたしました。

これらは、3年をめどに見直すことになっていることから、ことし3月に国が基本方針を改定いたしました。現在、県におきましても、基本方針の改定作業を進めているところであります。

なお、県の改定素案は、基本的に今回の国の改定内容に合わせて作成をしております。

また、県立学校は、県の基本方針を参考にして、各学校の学校いじめ基本方針の見直しを行い、さらに、各市町村の改定の際も、県の基本方針を参考にするように連絡することとなっております。

次に、2、改定素案の概要についてであります。

県の基本方針の構成は、資料の中ほどの四角で囲んである内容になります。

第1のいじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項の部分につきましては、いじめの定義、理解、防止に関する基本的な考え方について記載されております。

第2のいじめ防止等のための対策の内容に関する事項では、県が実施する施策、県立学校が実施する取り組み、そして、県立学校で重大事態が発生した際の対処、市町村や私立学校に対する要請について記載され、第3がその他の重要事項となっております。

次に、(2)の改定のポイントについてであり

ます。

なお、パブリックコメントのお知らせの際に、事前に送付させていただいた資料は、7つのポイントをお示しいたしましたが、本日は、改定のポイントとして特に重視している5点に絞って御説明をさせていただきたいと思えます。御了承願います。

まず、①のいじめの解消の定義の明確化についてであります。

いじめが解消している状態は、次の2つの要件がいずれも満たされていることが必要になります。

まず1つ目が、いじめがやんでいる状態が3か月以上続いていること。2つ目が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認することです。

また、以上のことを一部の教職員だけではなく、組織で判断することとしました。

資料5ページをごらんください。

次に、②の道徳教育の実質化と質的転換です。

道徳の教科化に伴う対応であります。考え、議論する道徳への転換を図り、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるように授業を改善し、道徳教育の充実を図ります。

3つ目が、校長のリーダーシップによる組織的対応です。

これは、当常任委員会でも御指導いただいた内容であります。各学校におけるいじめの防止等の措置は、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、学校内で組織的な対応を行うことが何より重要であることから、今回、この内容を盛り込みました。

資料6ページをお開きください。

4つ目は、基本方針に基づく取り組み状況を、

学校評価や教員評価に位置づけるという内容です。

各学校の基本方針に基づく取り組み状況等を、学校評価の評価項目に位置づけ、隠蔽ととられないように積極的に外部へ発信していきます。

また、全教職員のいじめ問題対応の意識を高めるために、学校におけるいじめ防止等の対策の取り組み状況を教員評価に位置づけて、積極的に評価するように指導いたします。

資料7ページをごらんください。

長期間学校を離れた場所での教育活動における指導の充実についてであります。

乗船実習等、長期間学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、いじめに関するチェック項目を学校で作成するなど、いじめの未然防止に向けた取り組みを充実するようにします。

この内容は、一昨年度本県で発生したいじめの重大事態の反省を踏まえ、今回の県の改定案で、県が独自に盛り込んだ内容であります。

以上が、改定の主なポイントになります。

最後に、3の改定に係るスケジュールについてであります。

改定素案は、4月に実施しました県いじめ問題対策委員会及び5月の定例教育委員会でも出された意見を反映させ、本日報告をさせていただきます。

また、6月1日からパブリックコメントも実施しており、今後、いただいた御意見等を取りまとめ、最終案を作成して、7月の臨時教育委員会に付議する予定にしております。

その後、当常任委員会に再度報告をさせていただいて、8月上旬には県立学校や市町村に通知したいと考えております。

なお、お手元に別冊資料といたしまして、改定の全内容を反映しました宮崎県いじめ防止基

本方針（改定素案）という資料、それと、国と県の方針の変更箇所がわかるように示された対照表を配付させていただいております。

今後は、これらの資料を参考にいただきながら、各学校や市町村教育委員会における基本方針の改定が円滑に進むよう、指導に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

#### ○黒木教職員課長 教職員課でございます。

教職員の資質向上実行プラン（改訂版）における教職員の指導力向上につながる研修の具体的な取り組みについて御説明いたします。

別冊で配付しております教職員の資質向上実行プランの冊子をお願いいたします。

2ページをごらんください。

右端の欄が、重点課題ごとに示された具体的な取り組みの項目でございます。これらの項目の中から、教職員の指導力向上につながる取り組みを中心にまとめましたものを常任委員会資料に載せております。

常任委員会資料、8ページをお願いいたします。

まず初めに、1に示しておりますのは、教員養成段階における取り組みであります。

大学生の時期から、どのような資質を持った人材を育てる必要があるかということと大学と一緒に考えて、教員養成期からの教員育成指標を策定し、研修計画を毎年作成することといたします。

次に、2、若手やミドルリーダー育成段階における取り組みであります。

(1)に示しています初任者の育成につきましては、所属校の「初任者は学校で育てる」という体制づくりのため、本年度から複数の先輩教員が、若手教員に対して指導助言を行うメン

ターチームによる初任者研修の実践を進めます。

また、(2)のミドルリーダーの育成として、大学や知事部局等への派遣により、視野の広い教員の育成を図るとともに、中堅教諭等資質向上研修では、これからのキャリアデザインを見据えた研修を行い、実践的指導力を向上させます。

次に、3、OJT、Off-JTによる育成についての取り組みであります。

(1)のOJTの取り組みとして、各学校の課題を市町村教育委員会や学校と十分話し合い、課題解決に直結するよう授業参観や指導助言の充実に努め、各学校の課題解決や教員の指導力向上を図ります。

(2)のOff-JTの取り組みとして、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた授業づくり、道徳科の全面実施に向けた研修、小学校における外国語活動や英語科の指導力向上等に関する研修など、新たな教育課題への対応の充実に努めます。

最後に、4、その他に記しておりますが、すぐれた指導力を持つ教員による支援といたしまして、本県独自の取り組みであるスーパーティーチャーの持つすぐれた授業方法等を県内教員に普及することや、授業改革推進リーダーの授業等を公開することにより、教員の資質向上を図ります。

また、マネジメント力の向上としまして、新任の管理職や次世代リーダー等を対象とした研修を行い、資質の向上を図ります。

説明は以上であります。

#### ○萩尾国体・高校総体準備室長 国体・高校総体準備室でございます。

常任委員会資料の9ページをごらんください。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備

についてであります。

県有主要3施設につきましては、それぞれ2カ所ずつ整備候補地の絞り込みを行い、2月の常任委員会において御報告したところであり、この報告に対して県議会からさまざまな御意見をいただき、また、関係市や競技団体等からも要望をいただいているところであります。

関係市との協議等も進めながら、慎重に検討を進めているところでありますが、まだ整備地の最終決定に至っていない状況であり、今回は、前回の内容と重複する部分もございますが、報告をさせていただきます。

まず、1、基本的な考え方についてであります。

(1) 2巡目国体等への対応にありますとおり、施設整備につきましては、国体や全国障害者スポーツ大会の円滑な運営やその後の活用、地域振興など、さまざまな観点から検討しております。

また、国体と全国障害者スポーツ大会の概要と、昭和54年宮崎国体の会場について、それぞれ表に整理しております。

まず、国体についてですが、時期については9月中旬から10月中旬に行われ、本県で行われる大会では、40の正式競技と7つの公開競技のほか、デモンストレーションスポーツ等を行うこととなっており、参加者数は、選手や観覧者等を含めて、延べ約80万人程度になると想定しております。

全国障害者スポーツ大会は、国体終了後の3日間の期間で、13の正式競技のほか、オープン競技が行われ、参加者数は、延べ約10万人程度と想定しております。

ちなみに、昭和54年宮崎国体では、17市町村で29競技が行われ、選手、監督等で約2万3,000

人が参加しております。

10ページをごらんください。

(2) スポーツランドみやぎの展開についてですが、中ほどに平成27年度のスポーツキャンプの実績を表に記載しております。

前回国体の際に整備された県総合運動公園が、今日のスポーツランドみやぎを支える基盤となっており、市町村でもさまざまなスポーツ施設が整備され、毎年、多くのプロ・アマのキャンプ等を受け入れております。

一方で、受け入れの時期や地域、種目に偏りが見られ、今後、スポーツランドみやぎをさらに推進していく上では、通年化、多種目化、全県展開が課題であると認識しております。

これらの課題には、施設の充実・整備が密接にかかわっており、市町村とも連携しながら、県全体で対応していく必要があると考えており、2巡目国体を契機とした施設整備は、スポーツランドみやぎの新たな展開に資するものになると考えております。

次に、2、県有主要3施設の整備地検討の視点であります。先ほどのスポーツランドみやぎの新たな展開に加え、(1)の円滑な大会運営のほか、(3)その他の①の施設基準の確認、また、②の整備費用等といったものを挙げております。

11ページをごらんください。

3、県有主要3施設の整備候補地についてありますが、それぞれの整備候補地について、国体等への対応やスポーツランドみやぎの新たな展開等について整理をしております。

まず、(1)陸上競技場について説明いたします。

①の県総合運動公園に整備する場合は、整備内容等の欄にありますとおり、2)津波浸水想

定に対して、施設の基本機能が維持でき、かつ津波避難施設の機能を兼ね備えた3万人収容規模の施設が必要かと考えております。

その場合、整備費用の欄にありますとおり、施設自体の約130億円に加え、津波対策費用が必要となりますが、施設の基本機能が維持されるように整備する場合には、その対策費が高額になると予想されます。

12ページをごらんください。

②の山之口運動公園に整備する場合は、県西地域におけるスポーツキャンプの受け入れ促進など、スポーツランドみやぎの全県展開に資することが期待されます。

課題としましては、整備内容等の欄の2の用地造成にありますとおり、敷地内の高低差の解消や、一番下のその他の欄にありますとおり、国体の開閉会式、陸上競技を行う際の渋滞緩和対策が必要であると考えております。

整備費用につきましては、施設自体の約120億円に加え、造成費用が必要となりますが、造成方法によっては高額になることが想定されます。

また、財源につきましては、都城市が整備費や維持費の一部負担の意思を示している一方で、都城市の都市公園であるため、県が施設整備をする場合は、社会資本整備総合交付金の活用が制限されることとなります。

13ページをごらんください。

次に、(2)の体育館について説明いたします。

①の錦本町県有グラウンドにつきましては、全国や九州規模といった、これまでより規模の大きな大会やイベントに対応できるほか、競技力向上等について、これまでと同じシステムで実施できるものと考えております。

また、国体の荒天時の総合開閉会式の会場としての活用も想定されます。

続いて、②の延岡市民体育館敷地につきましては、県北地域におけるスポーツキャンプの受け入れ促進など、スポーツランドみやぎの全県展開に資することが期待されます。

一方で、国体の荒天時の開閉会式会場としての使用は難しい可能性があるほか、審判員や補助員等が不足しており、大会の運営コストの増加や施設を十分に活用していくためのソフト対策等が必要になると考えております。

また、体操、スポーツクライミングなど、特殊な施設を要する競技については、競技人口が宮崎市に集中しており、通常練習が困難になるなどの課題が考えられます。

整備費用につきましては、錦本町県有グラウンドと延岡市のいずれの場合も、施設整備に約70億円、造成費等に約15億円程度必要であると試算しており、延岡市につきましては、整備費や維持費について一部負担の意思を示しております。

14ページをごらんください。

(3)のプールにつきましては、絞り込みを行ってきた評価指標に加え、県と連携した整備を希望する市町村がなかったため、宮崎市内の県有地、県総合運動公園や錦本町県有地等に整備することとしております。

整備内容についてであります。飛び込みとシンクロナイズドスイミングについては、県内に競技者がいないため、国体では県外施設の活用を検討することとしております。

また、競泳用プールについては、整備費用の関係から、50メートルを屋外、25メートルを屋内とする、一部屋外での施設整備を基本に考えております。

課題としましては、県総合運動公園に整備する場合は津波対策、また、錦本町に一部屋外プ

ールとして整備する場合は視界対策等が必要になると考えているほか、競技団体からは、「民間との連携で整備費等の抑制が可能な場合は、全屋内型の整備を検討してもらいたい」との要望が出されているところでもあります。

整備費用につきましては、一部屋外の場合で30億から50億円程度、造成費等に6億から15億円程度必要となるほか、整備場所によっては、津波対策あるいは視界対策が別途必要になると考えております。

最後に4、今後のスケジュールであります。

県総合運動公園の津波避難対策や、山之口運動公園の造成内容などについて、費用等も含めて整理し、整備地を決定したいと考えております。

なお、プールにつきましては、民間との連携・協力の可能性を検討する場合には、その作業を行いながら整備地の決定を行うことになると考えております。

説明は以上でございます。

**○新見委員長** 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について、質疑があったら出してください。

**○中野委員** まず、いじめについて質問をします。1年くらい前にいじめの問題で自殺者が出たことについて、何週間か前にもどこかの保護者が、最後は文科省まで行ってどうのこうのとあった。あれなんかを見ていると、教育委員会はみんな、やっぱり隠蔽体質があるんだなと、つくづくそう思ったんですね。

いじめというのは、学校がどれだけ真剣に対応しているのかが重要。さっきの支援監の説明でも、隠蔽体質をなくすとかが入っていましたね。

まず学校内でのいじめは、担任がいかに把握

するかで、そして、担任が頑張っただめなときは、校長を入れた組織でやる。それでもだめなときは、教育委員会に上げる。そして、第三者委員会で実態調査となる。まず学校でいかに、組織ぐるみで対応するか。そのために警察OBの人たちも地域にいるということ。

そういう中で、この中身を見て、私が知ったのは、文科省からみんなにこういうのが来るんだということが一つわかった。

それともう一つ、聞きたいのは、これは、県立高等学校では、全部適用されるということではないわけかな。

**○金子学校支援監** 基本的に、この基本方針につきましては、県に対してと県立学校に対してが、対象になります。

**○中野委員** 県と県立とは、どういう意味。

**○金子学校支援監** 県の教育委員会も含めた県としての姿勢と、学校においては県立学校になります。

**○中野委員** それと、さっきの説明は、市町村立については、これを参考にとということでしたが、市町村教育委員会に対するこの役割を教えてください。

**○金子学校支援監** 県立学校には直接通知いたします。市町村につきましては、同じ内容を通知いたしまして、参考にさせていただくと。そして、市町村のほうでも、市町村の教育委員会が、基本方針をつくります。それをもとに、今度は市町村の学校が独自に作成するという手順になります。

**○中野委員** 全国で自殺者が出たところは市町村立が多くて、我々県議会に入る余地はないかなと思う。

それで、この5ページの一番下、各議員に送ってきたとき、この文章が、逃げというか、そん

な感じがしました。

まず聞くけれど、教育長名で、県立高校の校長宛てに文書を出しますよね。そのときの通知は今からでしょうけれど、そのかがみについては、どういう言い方で書く予定になるんですか。

例えば、その書き方は、この方針を作成したので、送付しますという言い方なのか、これを参考に学校で取り組んでくださいなのか。

○金子学校支援監 県立学校においては、必ずつくらなければいけないので、県が作成したものを参酌して、それぞれの学校で作成するように指導します。

○中野委員 学校ごとにまた作成するわけ。

○金子学校支援監 各学校ごとに、この基本方針を作成していただきます。

○中野委員 そうした場合、5ページの一番下、県独自追加内容というのは、「各学校におけるいじめの防止等の措置は、校長が積極的にリーダーシップを発揮し、学校内で組織的な対応ができるよう、必要な指導助言を行う」という話よね。私は、指導・助言ではなく、この先が必要じゃないかと思うわけ。指導・助言というと、第三者的な立場に聞こえてくる。

だから、主語と最初の動詞は、校長が、積極的にリーダーシップを発揮し、学校で組織的な対応ができるような措置を講じとか、そして、そういういじめの防止に、努めないといけないとか。ただここでは、校長先生が指導・助言をなさないとされている。教育委員会から校長先生に言うときは、このマニュアルでつくりなさいとなるのでしょうか。校長が、自分の部下に指導・助言するというのでは、言葉足らずだと思うけれど。

最終的には教育長が責任を持ってやらないといけないことを、部下に対して指導・助言をす

ると。何かおかしいかと、これも逃げかなと、そんなふう感じたけれど。

○金子学校支援監 済みません、この資料が、一部分だけを抜き出したもので、変更点を示しているものですから、主語が明確に示されておりません。

全文を見ますと、「県教育委員会は」ということで、教育委員会が指導・助言をすることになります。

ここの一番最後に書いてあります必要な指導・助言を行うのは、県教委が校長に対して、リーダーシップをとるように指導・助言していくことになります。

○中野委員 まず県教育委員会が各高校の校長先生に言うんですよね。職員一人一人に言うことはないだろうから。校長宛てに文書を出して、その文書に従って、校長は努めるとか、職員への助言・指導に努めるじゃあ、おかしいと思う。

○金子学校支援監 ここにつきましては、県教委が、校長に対して、こういう体制をつくるようにと指導していきます。校長は、それぞれの学校で、学校がつくる基本方針の体制を一人一人の教職員に指導するということになります。

○西田教育次長(教育振興担当) ここは、素案の8ページに書いてありますのでごらんください。

ここの中ほどに、「県立学校に対するいじめの防止等の措置」と書いてあります。

今、説明をした部分が、ここのアのところ、県教委が県立学校に対するいじめの防止の措置というところですよ。本当は、もうちょっと丁寧に書けば、主語は「県教育委員会は」と、校長がその学校で、いじめについてリーダーシップを発揮できるよう、県教育委員会が必要な指導・助言を行うということになります。

○中野委員 県教育委員会が、学校長に助言を行う。

○西田教育次長(教育振興担当) そういうことです。校長先生が、学校のいじめの対策について、組織的にしっかりできるよう、それができないときは、教育委員会としても指導・助言すると。

○中野委員 指導・助言を行う前に、まず、教育委員会がつくったいじめ方針に基づいて、校長は、学校内で頑張ってやりなさいよというのが、どこかにないといけなんでしょう。

○西田教育次長(教育振興担当) 今言われたように、これを配付するときには、この基本方針をもとに、各学校で校長が中心となって基本方針を定めるように、県教育委員会から学校に通知する予定です。

○中野委員 それをつくるのは最終目的じゃないでしょう、手段だね。それを使って、いじめが現実的にないようにしなさいというのが最終目的。そこをしっかりと書かないと。ただつくりなさいじゃ、どうもならない。

それと、これは、抜粋、要約したのがこんな言い方じゃ、何か無責任さを感じただけけれど。

○西田教育次長(教育振興担当) ここは、アからケまであります。状況としましては、まずアで、全体的にそういう指導・助言をしますよという話を書いた後に、その次に、学校全体で道徳教育やいじめの問題についてしっかり考えるようにすること。あと、いじめ早期発見に対しての状況。次に、発生してからの対応ということで、具体的にそれぞれ示してあります。その一番上に、御指導いただいた、校長としてのリーダーシップを発揮してくださいよという旨で、ここに位置づけたということです。

○中野委員 要綱をつくるのが最終目的じゃ

ないわけだから。学校にまず要綱をつくりなさいよという指導・助言、つくるための指導・助言はおかしいよね。

○金子学校支援監 この改訂素案の10ページを見ていただきますと、いじめの防止等のために県立学校が実施する取り組みとして、ここから県立学校が取り組む内容が書いてあります。その一番最初に、基本方針の策定がありまして、それに基づいて策定をしていただく。次には、具体的にいろんないじめが発生した場合とか、重大事態が発生した場合にはこうという形で、これ以降に示されております。

○中野委員 私は斜め読みぐらいしかしてないけれど、方針をまずはつくりなさいよという話で、最終的にはそれに従ってしっかり対応をしなさいよという言い方をしないと。県教育委員会として、校長につくりなさいというのは、必須。そして、その上で、しっかり現実として対応しなさいとどこかに書いてないとおかしいと思う。

だから、中途半端に、これだけを見たら、何だこれはとなるので、要約するときはその全体を入れて要約しないと。そこの何行かだけを入れて要約なんて、こんなのはわからない。

○金子学校支援監 説明の資料については、不十分であったと思っております。

今、お話にありました学校に対しての指導につきましては、この文書等も送付いたしますが、直接、管理職なり、あるいは担当のほうにも説明をいたしまして、徹底を図りたいと思っております。

○中野委員 この中身を見ると、わざわざこんなができなくても、先生としては当然持つべき良識の範囲だな。だから、それをしっかり文章にして、徹底してそれに基づいて、校

長先生は組織的にやって、しっかり頑張りなさいという言い方をどこかに入れてください。

○金子学校支援監 そのように取り組んでまいりたいと思います。

○横田委員 この素案の18ページ、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合と書いてあります。実は私の知り合いの子供さんも、中学生で自殺をしてしまって、学校に調べてもらったけれど、結局詳しい内容が何も出てこなかったらしいんです。

当然、親としては真実を知りたいというのはあると思う。でも、学校としては警察みたいな捜査権があるわけじゃないから、どこまで調べられるのかは、すごく難しいところがあると思うんです。

例えば、周りの生徒を疑って、いろいろ取り調べみたいなのができるかという、なかなかそれも難しいんじゃないかなと思うんですけど、聞き取りが不可能な場合のことが書いてありますけれど、要約してどういうことをすると書いてあるんですか。済みません、何回か読んだんだけど、よくわからなかったんで。

○金子学校支援監 自殺の場合になりますと、警察の捜査等も入ったりして、思うようにいかないこともあるんですが、基本的には、学校が基本調査として、いじめが原因ではないのかとかを含めた調査をいたします。

そして、そういう事実がなかなかわからない状況もありますので、アンケート等をしたりする詳細調査を実施いたします。

その中で、例えば、いじめ等が原因かなと思われるような状況がありましたら、今度は重大事態として、専門家とかを集めまして、調査をするような段階を踏むことになっております。

○横田委員 もし、そういうことをやった結果、

この子がいじめにかかわっていたんだなとわかった場合に、その該当する子供に対しては、どういう対応や指導の仕方になるのでしょうか。

○金子学校支援監 そのケースによると思うんですが、亡くなられた方への配慮も十分しなければいけないと思うんですけど、いじめた側につきましても、家族を含めたいろんな対応をそれぞれ検討して進めていくことが大事だと思います。

○横田委員 同じようなことを繰り返すことになってもいけませんし、かといって、その子がこれから生きていく上で、将来性をなくすようなことになってもいけないし、すごく難しいと思うんです。永遠の課題みたいなものかもしれませんが、ひとつ慎重に、そういう事態にならないように、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

○中野委員 教職員の資質向上プラン、いろいろと頑張ってもらっているなどと思って。教育研修センターに視察に行った際、最初に学力向上を目指すと思ったんです。これまで見たこともなかった。それだけでもいいのかなと思って、問題は結果だけれど。

いろいろと頑張ってもらっているけれど、どんなことをしているか、我々は中身まではわからないので、要は結果です。ぜひ結果を出すように頑張ってください。

○四本教育長 御指摘をいただいて、私どもも一生懸命に考えて、どうやったら学力が向上するかということを、昨年、その前からいろいろとやっております。

例えば、ことしの学力・学習状況調査の結果が出て、それがどうだったかと言われると、正直、まあよかったとしても、どこまでだろうかと。また、そこが仮によかったとしても、それ

でもう終わりというわけではもちろんありませんので、これは、息の長い目標として、施策の柱として、我々が一生懸命にずっと取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

また、その過程で、結果と照らし合わせて、まだ足りなければ、何をしようとかいうことも、常に考えていかないといけないと思っております。

○中野委員 教育委員会の指導で各先生たちがどれだけ燃えるかという話で、例えば、この間委員会で行った、新田学園、私はすごいなと思つて。あれだったら大分学力も伸びたはず。番数までは聞かなかったけれど。やっぱり少しは競争意識を持たせて。例えば、頑張った小学校、そういうのも明らかにしないと、燃え上がらないと思うんです。

それで、これは要望でいいんですけれど、市町村ごとにつくった順位のやつを、名前は隠していいから、中身がどんな点数か知りたいわけです。名前を隠せば、資料として出せるでしょう。資料要望だけでいいです。

○新見委員長 今、資料要望がございましたが、大丈夫ですか。

○金子学校支援監 名前を消した市町村ごとの点数ということですか。以前、この会で出させていただいた資料になりますか。

○中野委員 あれは、数字は入ってたかね。要旨だけだっただろう。あれの詳細を。まだことしはできてないの。

○金子学校支援監 本年度の結果につきましては、8月末から9月の初めぐらいの公表になると思います。

○中野委員 じゃあ、ことしはいいとして。それと、ほかに歴年ごとの4科目、全国標準点数があって、宮崎があって、何位とか、そういう

一覧表もつくってください。

○金子学校支援監 確認なんですけど、教科というのは、国語A・B、算数A・B、4項目の点数と、その全国での順位ですか。

○中野委員 縦軸に年度をとって、横に4科目をとって、全国の平均があって、宮崎県の平均点数と、その下に順位。参考までに。それが全てとは言わないけれど、系列的に追っかけていくために。

○金子学校支援監 済みません、1点、市町村の点数をそのまま並べることについては、ある程度特定される市町村が出てくる可能性があるかなと、心配しておるんですが。

○中野委員 市町村を隠したら、全く見当はつかないよ。綾は1校しかないけれど、綾町はどこかというのはわからない。どこの平均点数が悪いとかも。

○金子学校支援監 市町村がわからないように作成した資料ということでよろしいでしょうか。わかりました。

○中野委員 本当はわかるほうがいいけれどね。

○新見委員長 では、項目を確認していただいた上で、作成をよろしくお願いいたします。

○徳重委員 いじめの問題について、お尋ねしたいと思います。いじめが表面化したときには相当進んでいると想定されるわけですね。未然防止が最も大事かなと思っているんですが、未然防止に対する取り組みはどこにあらわされているのでしょうか。

○金子学校支援監 学校の取り組み自体に、未然防止が、至るところに出てきているんですが、今回の改定のポイントになる1点に、道徳教育の充実があります。今回、道徳が教科化されて、例えば、教科書の中にもいじめに関する題材をそのまま取り入れたものを取り上げたりして、

未然防止に役立つ視点がございます。

**○徳重委員** 道徳教育の中でやられることは、すばらしいことだなど、いいことだなど、これを教科で取り入れることは、非常にありがたいことです。いじめを受けている本人が、なかなか表面化できない、先生にも言えないために、結果的にはもうそのまま、それを取り込んでしまうことになる可能性があるとは思っているんですが、学期ごとぐらいには、無記名でもいいから、生徒にアンケートをとって、私はこういういじめを受けた経験があるとかを生徒から聴取する。また道徳教育の中でも、そのことを取り上げて、こういうケースもあるようだとして全体に知らせることによって、どんな小さいいじめもしてはいけないぞと、受けるほうもそうなんですが、加害者もそういった意識が出てくると。全体として、いじめは絶対にいけないと。どんな小さいいじめもだめなんだと。どんな小さいことでもいいから、生徒が受けた今日までのいじめの問題を表面に出させるという方法はとれないものかなと、私は思っているんですが、いかがでしょう。

**○金子学校支援監** まさしく今、委員がおっしゃいましたように、まずは学校が、いじめを決して許さないという姿勢を示すことが大事かなと思われま。

そのために、それぞれの学校が基本方針を策定いたしましたら、4月の当初、例えばPTA総会とか、あるいは子供たちに向けて、この内容をお伝えする機会をやるようにというのが、この中に入っております。

この中を見れば、子供たちが、ああ、いじめられた側は守られるんだとか、あるいは、こういう解決方法があるんだなどというのが具体的に書かれていますので、そういったものが子供

たちに勇気を与えるのかなと思います。

また、お話の中にありましたアンケートにつきましても、ほとんどの学校が、最低でも3回、学期ごとにやっている学校もあります。そういうアンケートの機会を設けたり、教育相談の機会を設けまして、学級担任、あるいは関係のある職員がお話を聞く機会をどこの学校も設けております。そういうちょっとしたサインを見逃さない取り組みが、各学校で展開されていると考えております。

**○徳重委員** ちょっとそれるかもしれませんが、親におけるいじめについて。親もいじめを受けたり、あるいは、親本人が学生時代にいじめをしたり、学校全体の中でもいろんなケースがあるんじゃないかなと。そういった人たちにも、自分はそういうことを昔経験したと、加害者だった人もいらっしゃるかもしれません。その子供さんがそうということじゃないけれど、親に対しては、PTA総会等で言うことはわかりませんが、一過性のものであってはならないんじゃないかなと。

親にも何回かに分けて知らせると。例えば、ある学校で一つの事例があったら、こういう事例があったと、うちの学校では二度とないよと、親に対してもそういうチラシを出すとか、いろんな形で学校全体がいじめをなくすと、撲滅するんだという意識の向上を図る必要がある気がするんですけど、いかがでしょう。

**○金子学校支援監** 先ほども申し上げましたように、改定したときだけにPTA総会みたいなのをやるのではなくて、毎年、生徒やら保護者もかわるわけですので、毎年度当初にそういうのをやるとか、あるいは、学校においては、生徒会で撲滅宣言みたいなものを設けまして、学校なり、家庭なりにそういう宣言を子供たち自

身の力であるような取り組みをやっている学校もあります。

○徳重委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○中野委員 よく意味がわからないのだけれど、県教育委員会の方針を模範にして、県立高校ごとに、独自のやつをつくりなさいということは、これ以上のことを入れるか、はしよるかという話で。何でこれは、県立高校は別途、学校ごとにつくり直さないといけないわけ。

○金子学校支援監 この基本方針につきましては、国と学校は必ずつくるようになっているんですが、県教育委員会、あるいは市町村につきましては、努力義務になっております。

ただ、一定レベルの基本方針を作成するために、県としては、参酌するような一つの手本をつくるのが大事だということで、行動計画の中で決められております。

○中野委員 学校でつくる場合は、県がつくった方針のここは最低入れ込みなさいとか何かないと、勝手につくり直したりしてしまう。それとも、これを学校名に直せばいいという意味。

○金子学校支援監 この県の基本方針を参考にしながら、学校は具体的な行動計画として、それぞれの学校でどう取り組んでいくかという形でまとめていくことになります。

○新見委員長 ほかにございませんか。

○図師委員 教職員の資質向上実行プランの件なんですが、こちらの資料の(1)のすぐれた人材の確保についてです。ここにありますとおり、ベテラン教師が今後大量に退職されるに当たって、大量に採用をしていく上で、やはり、教職員に対しての、高い志を持っている方とか、資質の高い方を採用していくのが本当に大切だろうなと思っております。

ただ、時代の流れの中で、今は非常に売り手

市場になってきておって、教員を目指す学生が減りつつある。また、教員になりたくてならない、いわゆる就職戦線から漏れたと言ったらおかしいですが、教員を第2希望だった、第3希望だった学生がそちらに回ってくる可能性も高いのかなと。

私が学生のころ、バブルの終わりぐらい、はじけてすぐだったころなんですけど、教員になる学生が本当に少なく、一流企業とかに教育部からでも就職していく人材が多くて、おまえは本当に教員になりたいのかと聞くと、いや、行くところがないから教員になるんだという時代で。今のこの就職が売り手市場の現代は、その流れと似ている気がして。

ですから、なおのこと、すぐれた人材の確保のための取り組みとして行われていますスクールトライアル事業とか、宮崎教師道場とかの効果も期待します。また、採用の選考段階の取り組みとして、採用選考の工夫、改善をしたりとか、特別選考を今後ふやしていくような内容が書かれておるんですが、実際はどうでしょうか。スクールトライアル事業とかの内容とその成果をどう検証されているのか、採用選考の工夫の中にあります特別免許状の活用が、今、どの程度されているのか、そのあたり、報告ができる内容をつかんでいらっしゃればお願いします。

○黒木教職員課長 まず、優秀な人材の確保は、課題であると認識をしております。

その中で、今ございましたスクールトライアル事業、それから教師道場について、本当に教師になりたいという意欲を持つ者を大学の段階、あるいはまた、高校の段階から発掘して、優秀な人材を確保するのが大事だと思っております。

具体的に申しますと、一つ、議員から今お話のありましたスクールトライアル事業なんです

けれども、参加している学生の満足度を調査した結果がありますが、28年度の数字ですけれども、「満足している」が77%、「おおむね満足している」が23%という数字が出ております。

その理由として挙げているのが、「教師の仕事に対する理解を深めることができた」とか、「教職志望のモチベーションが高まった」とかがあります。

我々県教委としましては、漠然と教員になりたいと思っている者が、そういう体験とか教師道場とかに参加をしてもらうことで、その気持ちをより強める取り組みもしていきたいと思っていますところでありまして。

○新見委員長 特別免許状はどうでしょうか。

○黒木教職員課長 これまでに公立学校で特別免許状を授与した件数は、高校の福祉で1件であります。

○図師委員 とかく今、モンスターペアレンツの問題とか、部活動の時間外指導が過重になっているとか。教員の方々の過重な労働環境がマスコミに取り上げられる機会が非常に多いわけなんですけれども、そういうところばかりをクローズアップするのではなくて、今言われるようなスクールトライアルとかの満足度、足すとおおむねもう100%、受けた子たちは好感を持っているわけであって、そのモチベーションが、就職活動が解禁になった後、公務員試験、教員採用試験を受けるところまで、ずっと続いてもらうのが必要ですので。1回スクールトライアルを受けたとか、教師道場を受けたからおしまいではなくて、継続した参加を促すとか、教育実習だけじゃなく、地域の子供たちとより触れ合える環境をつくって、そこで感動体験をどんどんさせていく取り組みも必要かと思っております。人材なくして教育の再生なく、人材なくして学力向上

はありませんので、ぜひ、力強く取り組んでいただければと思います。

○黒木教職員課長 今おっしゃったように、モチベーションの持続も考えて、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○横田委員 県有主要3施設についてお尋ねしますが、体育館につきましても、アリーナ形式の体育館をとという声も結構あるんですけど、ここに事業費として70億円と書いてありますけれども、どういう形態の体育館を想定しておられるのかを教えてください。

○萩尾国体・高校総体準備室長 体育館につきましても、バスケットボールコートが4面ありまして、それから、座席数が3,000人程度の規模のアリーナを想定しているところがございます。

○横田委員 アリーナ形式を想定されているということですね。ありがとうございます。

もう一つ、プールなんですけれども、民間との連携により、整備費等の抑制が可能な場合は、全て屋内での整備を検討してほしいという要望が出されているとのことですが、一番下のほうに、「民間との連携の可能性を検討する場合は」と書いてありますけれども、検討しないということもあるわけなんですか。

○萩尾国体・高校総体準備室長 民間との連携については、今、研究をしているところがございます。競技団体から、安い費用でそういうのができればと要望が来ておりますので、他県の事例等を今調べておりまして、検討しているところがございます。場合によっては、上に書いていますとおり、一部屋外になることもございます。

○横田委員 9ページが一番下のほうに、昭和54年の宮崎国体の会場等が書いてありますけれども、県内の市町村に対して、どの競技を受け入れて

ほしいという相談事は進められているんですか。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** 各市町村に対しましては、昨年度、この国体が開催されるという説明は、1回行っているところでございます。

ただ、今度の会場、種目については、ことしの10月に第1回の準備委員会を開く予定にしていますが、それを行いまして、その後の専門委員会等がありますけれども、その中で順番にお願いしていくことになろうかと考えております。

**○横田委員** 主要3施設がどこになるかで、これも変わってくる可能性があると思いますので、混乱を避けるためにも、主要3施設の整備場所をできるだけ早急に決定していただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

**○徳重委員** 主要3施設の中で、陸上競技場についてお尋ねしたいと思います。宮崎県総合運動公園の整備となりますと、津波対策が必要だということですが、これは、どれぐらいの費用を考えていらっしゃるのでしょうか。数字がでているのかどうか。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** 津波対策につきましては、さまざまな対策がありまして、その金額については、まだ検討中で、今、お示しができない状況であります。

そこに書いてありますとおり、施設の基本機能、波をかぶっても、ある程度は大丈夫な仕様にするので、今、検討しているところでございます。

**○徳重委員** どういう津波を想定されているのかわかりませんが、運動公園は、海岸線に近く、全部同じような高さだと思うんです。

そうすると、津波対策としては、堤防を考えていらっしゃるのか。水は、低いところならどこからでも入ってくるわけですから、相当な距

離をやらないと意味がないと思うんです。我々の頭では考えられないんですが、対策として、どういふことを基本的に考えていらっしゃるのですか。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** 木花の運動公園につきましては、現在も使われていて、プロもアマも来て、使用頻度が非常に高い状況でありますので、まずは人命を守るという視点で、全体的な避難経路、つまり、サンマリスタジアムと陸上競技場と青島青少年自然の家にも必ず避難してくださいと。あとは、高台、木花のほうとか、道路のほうに逃げてくださいという考え方が一つあると思います。

それから、それを踏まえた上で、陸上競技場をつくることになれば、3万人規模を想定して、そこに避難ができるような形を考えている状況でございます。

**○徳重委員** 陸上競技場が使えないような津波が来るとなりますと、到底国体も開けないことが予想されますよね。今後30年以内に津波が1回は来るであろうと想定されているなかで、そういうことはないという前提で今日まで来ていますが、いずれにいたしましても、相当な経費がかかることは、想定されるわけで、そのことも踏まえて、今回、こういう形で、ほかに手を挙げるところがあったら考えましょうと。そして、地方創生の中で、一極集中を避けて、県下全体でそういう規模、場所があればということで、都城が手を挙げたと思うんです。

そこで、都城の山之口の運動公園の整備について、敷地の高低差で高額になるという書き方がされておりますが、当然、都城市も負担をすると想定しておるんですが、どれぐらい、金額的に、あるいは敷地そのものも足りないのか、十分なのか。あるいは、高低差をちゃんとした

ら、これでいけると想定されているものかどうか、教えてください。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** この候補地の選定につきましては、昨年度から県内のいろいろな場所を出しまして、その中で、最終的には国体ができる機能性、それから安全性、経済性等を勘案しまして、この2候補地に決めたわけでございます。

その中で、市町村のほうにも、御協力できないかという意向調査をしたときに、本当にありがたいことに、都城市から手が挙がってきまして、そういうことで2候補地になったわけでございます。

山之口につきましては、あそこは高低差が、20メートルぐらいありまして、その造成をということでありますが、その費用については、今、詳細に検討している状況でございますので、金額はまだ出ておりません。

あと、陸上競技をやるときに、第1種陸上競技場でないといけないので、メインのスタジアム、それからサブトラック、そして投てき練習場、3つをつくらなきゃいけません。そこあたりの広さ等についても検討している状況であります。ここに書いていますとおり、それができる形で検討しているところでございます。

**○徳重委員** 今おっしゃった機能性は、十分基準に合ったものをつくるということで手を挙げているわけですから、これは問題ないとして、安全性についてもほとんど問題ないと。経済性についても、その地域、県全体を發展させていく立場から、十分満たしていると思います。今おっしゃいましたサブグラウンド、あるいは投てき競技場、そういったものも、十分にできる前提で私たちは考えているんですが、今おっしゃったサブグラウンドあるいは投てき競技場、

そういったものも、山之口で十分可能であると理解していいんですか。

**○萩尾国体・高校総体準備室長** そのとおりでございます。

**○徳重委員** 利便性その他、いろんな条件があると思います。いろんな関係者や競技団体も、中央のほうが喜ばれることはわかるんです。

しかし、県央に集中させないという立場の中で、知事はこういう提案をされたわけですから、やはり前向きにこれは考えるべきだと。今の木花の競技場が悪いということでは、決してありません。これはこれで十分使えるわけですから、使いながらも、県全体の浮揚につながることを考えますときに、ぜひひとつ前向きに御検討をいただければと思っております。

**○片寄教育次長(総括)** 今、室長が申し上げたとおりでございますけれども、若干補足させていただきますと思います。

陸上競技場を木花につくるのか、山之口につくるのかと、いろいろ慎重に検討を進めているところでございますけれども、仮に山之口につくろうとした場合にでも、木花というのは、これからもスポーツランドの中心施設として、さらにこれを、維持・發展させていかなきゃいけないと。

現状では、先ほど説明がありましたように、野球場と陸上競技場と青少年センター、3カ所に避難所があるわけですがけれども、ここは、さらに津波に対する安全性を高めていく必要があるんじゃないかなという議論をしております。仮に山之口につくった場合でも、木花には津波対策をやったほうがいいだろうと議論をしております。

逆に、今度は木花に陸上競技場を整備しようとする場合には、津波が来ることを前提に安全

策をとということで、施設面のコストとかを今は詰めているところでございます。

○横田委員 その主要3施設がどこにできるかわかりませんが、新しくつくった場合に、現在ある施設、県体育館とかは、そのまま使い続けるということによろしいんですね。解体するとかにはならないんですね。

○萩尾国体・高校総体準備室長 一応、そこも含めて検討していくことで考えているところでございます。

○横田委員 当然、維持費とかもかかるわけですので、わからないことはないんですけど、スポーツをやりたい人が、場所を探してもなかなか場所が見つからないとかいう事情もあるようですので、心情的には残して、引き続き使ってほしいなと思います。

○片寄教育次長(総括) 非常に難しい問題でございまして、利用者の方の利便性というのもございまして、

ただ一方で、例えば、体育館の場所は、非常にいい立地でございまして、仮に県体育館ができた場合には、将来的には、やはり廃止するのが原則なのかなとは思っています。実際は、国体を見据えて、それから、市の体育館も老朽化しておりますので、そういった全体をしっかりと見きわめながら、一番効率的なやり方で対策を考えていく必要があるのかなと。

ただ、将来的には、やはり売れるところは売るのが原則だと思いますので、そこら辺は、利便性とかを考えながら十分に検討してまいりたいと思います。

○中野委員 改定素案の校長のリーダーシップのところ。教育委員会でこういう方針、指針をつくって、学校につくりなさいよということで、学校では、その方針なり要綱を誰が責任を持っ

て行うのかがどこにも書いてない。何々がつくった要綱を校長は責任を持って遂行するとか、何かそういうのがないと、誰が一体、何なのという話で。学校で要綱をつくるなら、校長がつくるわけだろう。つくった以上は、それに基づいてしっかり、いじめがないように努力するとか、努めるとか、そこがないと。起こらないように、努力義務とか何かを入れないと。誰が主体的にやるのという話で、主体が抜けている気がする。教育長、そこをもうちょっと考慮してくださいよ。

○金子学校支援監 管理職のリーダーシップというのが、ほかのところにも何か所か出てきておるんですが、確かに今おっしゃったような、どういうふうにやっていくのかとか、そういった面につきましては、もう一回点検してみたいと思います。

○中野委員 ぜひ。要綱をつくったなら、誰が責任を持ってそれをやるのかが漠としているから、そこはしっかり書き込んでください。

○新見委員長 よろしくお願ひします。  
ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、その他で何かありませんでしょうか。

○徳重委員 いじめについてですが、私は、つい二、三年前、北海道に行ったときに、55年ぶりにお会いした中学校の同級生と、飲みながらいろんな話をしておったわけです。中学校時代に親しく、年賀状やら暑中見舞いをもらったりしとったものですから、たまには同窓会に帰ってこいと、もう55年もたっているじゃないかと、一回も帰ってきてないがと、こう言ったら、その男が言うには、中学時代に誰と誰と誰、3人ぐらい個人の名前を挙げましたが、彼らから

いじめられたので、その顔を見るのが俺はたまらないのだと、だから、同窓会には出ないと、こう言うんです。

どんないじめだったのか詳しいことは聞いておりません。しかし、大したいじめじゃなかったんじゃないかなと思うんだけど、それぐらいいじめというのは、一生つきまとうものだなとびっくりしました。いじめた人の名前まで挙げて私に言うんです。私と会うことについては何ら問題もないし、こうして一緒に飲んで楽しいんだけど、いじめた人の名前と顔を思い出すことすらたまらないんだと、こういうような言い方でした。

いじめがいかにかその人の一生につきまとうていくんだなと考えたときに、いじめの問題というのは、本当に真剣に、大事に考えていただきたいということを、こういう問題が出てまいりましたので、お願いをしておきたいと思います。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって教育委員会を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩

---

午後2時23分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

次に、採決についてであります。申し合わせにより、委員会審査の最終日に行うということになっておりますので、あした採決を行うこととし、再開時間を13時にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いた

します。

そのほか、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後2時23分散会

平成29年6月22日(木曜日)

---

午後1時5分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	新見昌安
副委員	長	野崎幸士
委員		徳重忠夫
委員		中野廣明
委員		横田照夫
委員		太田清海
委員		凶師博規

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	井口幸子

---

○新見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、議案につきまして賛否も含め、御意見を出していただければと思います。何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、ないようですので、議案の採決を行いたいと思います。

議案第1号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について、御意見

をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時5分休憩

---

午後1時9分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、昨日出た意見、また、今お聞きした意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、閉会中の継続調査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時17分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

7月19日の閉会中の委員会につきましては、休憩中の協議のとおりの内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにいたします。

それと、8月1日から3日までの県外調査につきましては、同じように、ただいま出して

平成29年 6 月 22 日 (木)

ただきました御意見等を踏まえて、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 19 分閉会